

20230225郵送受

DI8異議

令和5年(け)第11号

決 定

申立人 今井 豊

上記の者からの付審判請求事件(前橋地方裁判所令和4年(つ)第2号)に関し
5 令和5年1月24日前橋地方裁判所がした請求棄却決定に対して申立人が申し立て
た抗告について、令和5年2月10日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、
申立人から異議の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

本件の異議申立ては、前記のとおり、申立人の付審判請求に関し前橋地方裁判所
がした請求棄却決定に対して申立人がした抗告について、東京高等裁判所がした抗
告棄却決定に対して行ったものである。高等裁判所が抗告審としてした決定に対し
ては、刑訴法427条によって再抗告ができず、同法428条2項の適用の余地が
15 ないことから、異議の申立てをすることはできない。したがって、本件異議の申立
ては不適法である。

よって、刑訴法428条3項、426条1項により本件異議の申立てを棄却する
こととし、主文のとおり決定する。

令和5年2月22日

20 東京高等裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 大 善 文



裁判官 青 沼



裁判官 仁 藤 佳



これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官

飯 田 理 惠

